

# 神奈川県移動性（モビリティ）向上委員会

## 設立趣意書（案）

道路は生活に欠くことのできない社会基盤であり、その重要な機能として移動性の確保があげられる。しかし、渋滞等の交通条件、地形条件、気象・自然条件、災害など地域毎に様々な要因により、移動の自由が阻害され、地域の経済活動や住民生活に多大のストレスと損失が生じている。このため道路利用者の移動性（モビリティ）向上を図ることは、道路行政として喫緊の課題である。

一方で、道路行政としては事業の妥当性を判断できるデータや指標を国民に適切に提供できているか、また、国民の求める行政スタイルと乖離していないかなどについて、真摯に考える必要がある。

このような背景のもと、神奈川県内の移動性向上を総合的に検討するにあたり、「神奈川県移動性（モビリティ）向上委員会」を設立し、各委員から御意見を頂き、神奈川県内における移動性の阻害要因となっている事象を様々なデータや指標で明示するとともに、道路利用者の実感や意見を踏まえ、要対策箇所を選定・公表するものである。

## 神奈川県移動性（モビリティ）向上委員会規約（案）

### （名称）

第1条 本会は、神奈川県移動性（モビリティ）向上委員会（以下「委員会」という）と称する。

### （目的）

第2条 委員会は、神奈川県の移動性（モビリティ）向上について、公正・中立な立場から、移動性の阻害要因となっている事象を、様々なデータや指標で明示するとともに、道路利用者の実感や意見を踏まえ、要対策箇所を選定・公表するものとする。

### （所掌事項）

第3条 委員会は、前条の目的を達成するために、以下の事項について実施するものとする。

- (1) 移動性の阻害要因を示すデータや指標に関する事項
- (2) 道路利用者、地域住民等からの意見把握およびその反映方法に関する事項
- (3) 移動性阻害箇所の阻害要因を整理し、要対策箇所の選定に関する事項
- (4) その他必要な事項

### （構成）

第4条 委員会は、別紙に掲げる委員で構成する。

2 委員の追加・変更は、委員会の承認を要するものとする。

### （第三者性）

第5条 委員は、委員会の目的に照らし、公正・中立な立場から特定の行政機関及び特定の利害関係者等の利害を代表してはならない。

### （委員の任期）

第6条 委員の任期は、委員会の所掌事項を完了するまでとする。

### （委員長）

第7条 委員会には、委員長を置くものとする。

2 委員長が職務を遂行できない場合は、予め委員長から指名する委員がその職務を代理する。  
3 委員長は、必要に応じて委員以外の関係者の出席を求めることができる。

### （委員会の運営）

第8条 委員会は、委員長の発議に基づいて開催する。

2 委員会は、委員会の運営にあたり必要な資料等を事務局に求めることができる。

(守秘義務)

第9条 委員は、個人情報など公開することが望ましくない情報を漏らしてはならない。  
また、その職務を退いた後も同様とする。

(委員会資料の公開)

第10条 委員会に提出された資料は、公開の対象とする。

(事務局)

第11条 事務局は、国土交通省関東地方整備局横浜国道事務所調査第一課に置くものとする。

(その他)

第12条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、その都度審議して定めるものとする。また、本規約の改正等は、本委員会の審議を経て行うことができるものとする。

付則 この規約は、平成17年 月 日から施行する。

## 神奈川県移動性(モビリティ)向上委員会 委員名簿

◎横浜国立大学大学院環境情報研究院 教授	中村 文彦
神奈川県商工会議所連合会 常務理事	木原 英和
(社)神奈川県トラック協会 常務理事	渡部 英正
神奈川新聞社 編集局次長	三好 秀人
テレビ神奈川 報道制作局次長	川口 孝人
横浜市民(自治会長)	渡邊 友孝
川崎市民(交通安全協会)	恒川 憲司
神奈川県警察本部 交通部 交通規制課長	江畠 四雄
国土交通省 関東地方整備局 横浜国道事務所長	大寺 伸幸
国土交通省 関東地方整備局 川崎国道事務所長	櫛引 繁雄
国土交通省 関東地方整備局 相武国道事務所長	森戸 義貴
神奈川県 県土整備部 参事	轉馬 潤
横浜市道路局 計画調整部長	川口 正敏
川崎市建設局 道路計画部長	大川 昌俊
東日本高速道路株式会社 関東支社 京浜管理事務所長	山脇 健治
中日本高速道路株式会社 横浜支社 保全・サービス部 交通チームリーダー	石橋 善明
首都高速道路株式会社 計画・環境部 計画調整グループ 総括マネージャー	林 寛之

◎委員長